

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| 新 | | 旧 | |
|--|--|--|--|
| p 3～5 5 用語の定義 この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。 | | p 3～5 5 用語の定義 この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。 | |
| (住民関連) | | (住民関連) | |
| 用語 | 定義 | 用語 | 定義 |
| 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。 | 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。 |
| <u>避難行動要支援者</u> | 次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等が考えられる。 | <u>災害時要援護者</u> | 次のいずれかに該当する者をいう。 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等が考えられる。 |
| (避難、救援、武力攻撃災害への対処関連) | | (避難、救援、武力攻撃災害への対処関連) | |
| 用語 | 定義 | 用語 | 定義 |
| 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域をいう。 | 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域をいう。 |
| 避難先地域 | 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 | 避難先地域 | 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | | | |
|--------|---|--------|---|
| 緊急物資 | 避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 | 緊急物資 | 避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 |
| 応急公用負担 | 行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 (国民保護法第113条による。) | 応急公用負担 | 行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 (国民保護法第113条による。) |
| 国対策本部 | <u>事態対策本部</u> をいう。 (武力攻撃事態等及び存続危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。）第10条による。) | 国対策本部 | <u>武力攻撃事態等対策本部</u> をいう。 (武力攻撃事態等_____における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。）第10条による。) |
| 県対策本部 | 岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。) | 県対策本部 | 岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。) |
| 市対策本部 | 多治見市市国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。) | 市対策本部 | 多治見市市国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。) |
| 市警戒本部 | 多治見市国民保護警戒本部をいう。 | 市警戒本部 | 多治見市国民保護警戒本部をいう。 |
| 国対策本部長 | <u>事態対策本部長</u> をいう。 (事態対処法第11条による。) | 国対策本部長 | <u>武力攻撃事態等対策本部長</u> をいう。 (事態対処法第11条による。) |
| 県対策本部長 | 岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。) | 県対策本部長 | 岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。) |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | | | |
|--|--|--|--|
| 市対策本 部長 | 多治見市国民保護対策本部長 をいう。 (国民保護法第27による。) | 市対策本 部長 | 多治見市国民保護対策本部長 をいう。 (国民保護法第27による。) |
| (関係機関、施設関連) | | (関係機関、施設関連) | |
| 用 語 | 定 義 | 用 語 | 定 義 |
| 指定行政 機関 | 次に掲げる機関で、武力攻撃 事態等 <u>及び存続危機事態</u> におけ る我が国の平和と独立並びに国 及び国民の安全の確保に関する 法律施行令（平成15年政令第25 2号。以下「事態対処法施行令 」という。）で定めるものをい う。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣 府設置法(平成11年法律第89号) 第49条第1項及び第2項に規定 する機関並びに国家行政 組織 法(昭和23年法律第120号)第3 条第2項に規定する 機関 2 内閣府設置法第37条及び第 54条並びに宮内庁法（昭和22年 法律第70号)第16条第1項並び に国家行政組織法第8条に規定 する機関 3 内閣府設置法第39条及び第 55条並びに宮内庁法第16条第2 項並びに国家行政組織法第8条 の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第 56条並びに国家行政組織法第8 条の3に規定する機関 | 指定行政 機関 | 次に掲げる機関で、武力攻撃 事態等 _____ におけ る我が国の平和と独立並びに国 及び国民の安全の確保に関する 法律施行令（平成15年政令第25 2号。以下「事態対処法施行令 」という。）で定めるものをい う。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣 府設置法(平成11年法律第89号) 第49条第1項及び第2項に規定 する機関並びに国家行政 組織 法(昭和23年法律第120号)第3 条第2項に規定する 機関 2 内閣府設置法第37条及び第 54条並びに宮内庁法（昭和22年 法律第70号)第16条第1項並び に国家行政組織法第8条に規定 する機関 3 内閣府設置法第39条及び第 55条並びに宮内庁法第16条第2 項並びに国家行政組織法第8条 の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第 56条並びに国家行政組織法第8 条の3に規定する機関 |
| p 10～12 1 関係機関の事務又は業務の大綱 【指定公共機関等】 | | p 10～12 1 関係機関の事務又は業務の大綱 【指定公共機関等】 | |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|---|---|
| <p>人口密度 <u>1,194</u> 人/㎢ 世帯人口 <u>2.30</u> 人/世帯</p> | <p>人口密度 <u>1,262</u> 人/㎢ 世帯人口 <u>2.59</u> 人/世帯</p> |
| <p>p 14（出典：岐阜県 統計情報） （2）土地利用 <u>令和元年度時点の</u>土地利用区分面積は、森林が <u>4,411ha（構成比 48.3%）</u> と最も多く、次いで宅地(住宅地、工業用地、事務所、店舗等のその他の宅地等を含む) <u>1,859ha（同 20.3%）</u>、道路用地 <u>660ha（同 7.2%）</u>、農用地 <u>205ha（同 2.2%）</u> 等となっている。</p> <p>（3）産業構造 <u>平成 30 年度</u>の市内総生産は、<u>334,606 百万円</u>で、産業別構成をみると、サービス業 <u>51,222 百万円（構成比 15.3%）</u>で最も多く、次いで不動産業 <u>47,512 百万円（同 16.2%）</u>、製造業 <u>43,795 百万円（同 13.0%）</u>となっている。</p> | <p>p 14 （2）土地利用 <u>平成 19 年 3 月 31 日現在</u>の土地利用区分面積は、森林が <u>4,452.5ha（構成比 48.8%）</u> と最も多く、次いで宅地(住宅地、工業用地、事務所、店舗等のその他の宅地等を含む) <u>2,609ha（同 28.6%）</u>、道路用地 <u>748ha（同 8.2%）</u>、農用地 <u>328ha（同 3.6%）</u> 等となっている。</p> <p>（3）産業構造 <u>平成 22 年度</u>の市内総生産は、<u>291,160 百万円</u>で、産業別構成をみると、サービス業 <u>63,357 百万円（構成比 21.8%）</u>で最も多く、次いで不動産業 <u>47,187 百万円（同 16.2%）</u>、運輸業 <u>42,507 百万円（同 14.6%）</u>となっている。</p> |
| <p>p 15 （7）大規模集客施設等 <u>令和 3 年度時点においては、市内に</u>大規模集客施設又は大規模観光地点は存在しない。</p> | <p>p 16 （7）大規模集客施設等 <u>市内には、</u>大規模集客施設又は大規模観光地点は存在しない。</p> |
| <p>p 17 （2）市の初動体制 なお、各体制の動員体制は、<u>地域防災計画「本編（地震対策編第 5 章）」に記載のとおり</u>とする。</p> | <p>p 19 （2）市の初動体制 なお、各体制の動員体制は、<u>「資料編」に</u> <u>掲載すること</u>とする。</p> |
| <p>p 19 2 関係機関との連携体制の整備 ② 関係機関の連絡先の把握 市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、随時その更新を行う。 関係機関の連絡先は、<u>地域防災計画「資料編」に記載のとおり</u>とする。</p> | <p>p 21 2 関係機関との連携体制の整備 ② 関係機関の連絡先の把握 市は、関係機関の連絡先を把握するとともに、随時その更新を行う。 関係機関の連絡先は、<u>「資料編」に掲載</u> <u>する。</u></p> |
| <p>p 20 【関係機関との協定一覧】 <u>地域防災計画「資料編」に記載のとおり</u>と</p> | <p>p 22 【関係機関との協定一覧】 <u>資料編</u> <u>に掲載すること</u>と</p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|--|---|
| <p>する。</p> <p>p 21</p> <p>① 施設・設備</p> <p>ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備を図る。 (有線・無線系、地上系・衛星系、<u>移動系通信</u>等による伝送路の多ルート化等)</p> | <p>する。</p> <p>p 21</p> <p>① 施設・設備</p> <p>ア 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備を図る。 (有線・無線系、地上系・衛星系_____等による伝送路の多ルート化等)</p> |
| <p>p 22</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>② 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、<u>避難行動要支援者</u>その他情報伝達に際し援護を要する者に対しての確実な情報伝達に留意する。</p> <p>(2) 警報等の伝達に必要な準備（国民保護法第47条、第48条関係）</p> <p>① 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。</p> <p>この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、<u>避難行動要支援者</u>に対する伝達に配慮する。</p> <p>※【参考】全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について</p> <p><u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備、運用する。</u></p> | <p>p 22</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>② 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>市は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、<u>災害時要援護者</u>その他情報伝達に際し援護を要する者に対しての確実な情報伝達に留意する。</p> <p>(2) 警報等の伝達に必要な準備（国民保護法第47条、第48条関係）</p> <p>① 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。</p> <p>この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、<u>災害時要援護者</u>に対する伝達に配慮する。</p> <p>※【参考】全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備について</p> <p><u>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報シス</u></p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|--|--|
| | <p><u>テム（J-ALERT）の開発・整備を行っており、平成18年度末から、全国の市町村で順次整備、運用が始まっている。</u></p> |
| <p>p 23 <u>（削除）</u></p> | <p>p 23 <u>※【参考】安否情報システムの整備について</u></p> <p><u>安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。このため、現段階では既存の手段における安否情報の収集に係る対応を記述するものとする。</u></p> |
| <p>p 23 （3）安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備（国民保護法第94条関係） ① 安否情報の収集及び報告様式 市が収集・報告すべき避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報<u>に関して、原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号（別添1）<u>及び</u> <u>第2号（別添2）により収集し、安否情報システムを用いて岐阜県に報告する</u>。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。</p> | <p>p 23 （3）安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備（国民保護法第94条関係） ① 安否情報の収集及び報告様式 市が収集・報告すべき避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は<u>_____</u>、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号（別添1）<u>又は様式第2号（別添2）を用いて収集するものとする</u>。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。</p> |
| <p>p 24 （2）訓練（国民保護法第42条関係） ① 市における<u>国民保護措置</u>の訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を</p> | <p>p 25 （2）訓練（国民保護法第42条関係） ① 市における<u>_____</u>訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練</p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|---|---|
| <p>実施する。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への訓練対応、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p> | <p>を実施する。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図る。</p> |
| <p>p 25 (2) 訓練（国民保護法第42条関係） ③ 訓練に当たっての留意事項 イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に、<u>避難行動要支援者</u>への的確な対応が図られるよう留意するとともに、地域において<u>避難行動要支援者</u>を支援する体制が整備されるよう努める。</p> | <p>p 25 (2) 訓練（国民保護法第42条関係） ③ 訓練に当たっての留意事項 イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に、<u>災害時要援護者</u>への的確な対応が図られるよう留意するとともに、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努める。</p> |
| <p>p 26 (1) 基礎的資料の整備 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整備する。なお、関係資料は、<u>地域防災計画「資料編」に記載のとおりとする</u>。 ※【参考】市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例） <u>避難行動要支援者名簿</u></p> | <p>p 29 (1) 基礎的資料の整備 市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整備する。なお、関係資料は、<u>「資料編」掲載のとおりである</u>。 ※【参考】市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例） <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></p> |
| <p>p 27 (3) <u>避難行動要支援者</u>への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者の</u></p> | <p>p 28 (3) <u>災害時要援護者</u>への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者の</u></p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|---|---|
| <p>避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> | <p>避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> |
| <p>p 27</p> <p>※【参考】<u>避難行動要支援者名簿</u> について</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、<u>避難行動要支援者</u>への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用することが重要である（「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針</u>」（平成25年8月）参照）。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成が義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めることにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難行動支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p> | <p>p 28</p> <p>※【参考】<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>について</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、<u>災害時要援護者</u>への配慮が重要であるが、平素から<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>を活用することが重要である（「<u>災害時要援護者の避難支援ガイドライン</u>」（平成17年3月）参照）。</p> <p><u>避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。</u></p> <p><u>災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</u></p> |
| <p>p 27</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成（国民保護法第61条関係）</p> <p>市は、県その他関係機関と緊密な意見交換</p> | <p>p 28</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成（国民保護法第61条関係）</p> <p>市は、県その他関係機関と緊密な意見交換</p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|--|---|
| <p>を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 この場合において、<u>避難行動要支援者</u>の避難方法や季節の別（特に降雪時）の避難方法、昼間別の避難方法等について考慮する。</p> | <p>を行いつつ、消防庁の避難マニュアル及び県の避難行動指針を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 この場合において、<u>災害時要援護者</u>の避難方法や季節の別（特に降雪時）の避難方法、昼間別の避難方法等について考慮する。</p> |
| <p>p 28～29 （2）基礎的資料の整備等 市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を整備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。 なお、関係機関の連絡先は、<u>地域防災計画「資料編」に記載のとおり</u>とする。</p> | <p>p 31～32 （2）基礎的資料の整備等 市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を整備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。 なお、関係機関の連絡先は、<u>「資料編」に掲載すること</u>とする。</p> |
| <p>p 29 （1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する本市の区域の運送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。なお、運送事業者の輸送力、道路、鉄道等の輸送施設は、<u>地域防災計画「資料編」に記載のとおりとする</u>。 （2）運送経路の把握等 市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。運送経路は、<u>地域防災計画「本編（地震対策編第2章第2項第5節 緊急輸送網の整備）」に記載のとおり</u>とする。 5 避難施設の指定への協力（国民保護法第148条関係） 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等</u>の必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データ</p> | <p>p 32 （1）運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する本市の区域の運送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。なお、運送事業者の輸送力、道路、鉄道等の輸送施設は、<u>「資料編」掲載のとおりである</u>。 （2）運送経路の把握等 市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。運送経路は、<u>「資料編」に掲載すること</u>とする。 5 避難施設の指定への協力（国民保護法第148条関係） 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>_____</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データ</p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|---|---|
| <p>ベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> | <p>ベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。</p> |
| <p>p 33 (1) 住民がとるべき対処等の啓発 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長、消防吏員、警察官に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達を行うとともに</u>、住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知を図る。また、日本赤十字社、消防機関、県等と連携し、応急手当に関する知識・技能の普及に努める。</p> | <p>p 34 (1) 住民がとるべき対処等の啓発 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長、消防吏員、警察官に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。また、わが国に対する弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に_____住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知を図る。また、日本赤十字社、消防機関、県等と連携し、応急手当に関する知識・技能の普及に努める。</p> |
| <p>p 35 (2) 市の初動体制 なお、各体制の動員体制は、<u>地域防災計画「本編（地震対策編第5章第2項第2節 動員体制）」に記載のとおり</u>とする。</p> | <p>p 39 (2) 市の初動体制 なお、各体制の動員体制は、<u>「資料編」に掲載すること</u>_____とする。</p> |
| <p>p 37 (3) 組織等（国民保護法第28条関係） 市対策本部の構成、組織及び事務分担等は、<u>地域防災計画「本編（一般対策計画第1章第5節 災害対策本部の組織）」に記載のとおり</u>とする。 (4) 市現地対策本部の設置 市現地対策本部の構成、組織及び事務分担等は、<u>地域防災計画「本編（一般対策計画第1章第5節 災害対策本部の組織）」に記載のとおり</u>とする。</p> | <p>p 41 (3) 組織等（国民保護法第28条関係） 市対策本部の構成、組織及び事務分担等は、<u>「資料編」に掲載すること</u>_____とする。 (4) 市現地対策本部の設置 市現地対策本部の構成、組織及び事務分担等は、<u>「資料編」に掲載すること</u>_____とする。</p> |
| <p>p 41 1 国・県対策本部との連携 (2) 国・県現地対策本部との連携 市は、国・県現地対策本部が設置された場</p> | <p>p 42 1 国・県対策本部との連携 (2) 国・県現地対策本部との連携 市は、国・県現地対策本部が設置された場</p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|---|--|
| <p>達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の伝達の確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>③警報の伝達においては、特に、<u>避難行動要支援者</u>に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> | <p>達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の伝達の確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</p> <p>③警報の伝達においては、特に、<u>災害時要援護者</u>に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉部局との連携の下で<u>災害時要援護者の避難支援プラン</u>を活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> |
| <p>p 49-50</p> <p>【項目】</p> <p>ク <u>避難行動要支援者</u>への対応</p> <p>③避難実施要領の策定の際における考慮事項カ <u>要援護者の避難方法の決定（<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置）</u></p> | <p>p 51</p> <p>【項目】</p> <p>ク <u>災害時要援護者</u>への対応</p> <p>③避難実施要領の策定の際における考慮事項カ <u>要援護者の避難方法の決定（<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者</u>支援班の設置）</u></p> |
| <p>p 51-52</p> <p>②消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確</p> | <p>p 54</p> <p>②消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行うなど保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確</p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|--|--|
| <p>認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>⑥ <u>避難行動要支援者</u>への配慮 市長は、<u>避難行動要支援者</u>の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う（また、<u>避難行動要支援者名簿</u>を策定した場合には、当該<u>名簿を活用</u>して対応を行う。）。</p> | <p>認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>⑥ <u>災害時要援護者</u>への配慮 市長は、<u>災害時要援護者</u>の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う（また、<u>避難支援プラン</u>を策定した場合には、当該<u>プランに沿</u>って対応を行う。）。</p> |
| <p>p 54</p> <p><u>⑭ 大規模集客施設等における避難</u> <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> | <p>p 55</p> <p><u>(新)</u></p> |
| <p>p 55</p> <p>（2）実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<u>困難であり、また</u>、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達手段及び弾道ミサイル落下時の行動について平時から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対</u></p> | <p>p 56</p> <p>（2）実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<u>困難である。このため</u>、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、<u>すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</u></p> |

多治見市国民保護計画 新旧対照表（令和3年度改定版）

| | |
|--|---|
| <p><u>応を考える必要がある。</u></p> <p>p 59</p> <p>3 救援の内容（国民保護法第75条関係）</p> <p>（1）救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、<u>「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）</u>及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。<u>市長は、「救援の程度及び基準」</u>によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> | <p>p 60</p> <p>3 救援の内容（国民保護法第75条関係）</p> <p>（1）救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、<u>「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）</u>及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。<u>また、「救援の程度及び基準」</u>によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> |
| <p>p 68</p> <p>② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）</u>若しくは知事から通知を受けたときは、消防機関に連絡する。また、消防機関、県警察等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>内閣総理大臣、原子力規制委員会</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに、原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに</u>知事に通報する。</p> | <p>p 69</p> <p>② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は<u>指定行政機関の長</u></p> <hr/> <p>若しくは知事から通知を受けたときは、消防機関に連絡する。また、消防機関、県警察等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、<u>指定行政機関</u>又は県より先に把握した場合には、直ちに、原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を<u>指定行政機関の長及び</u>知事に通報する。</p> |
| <p>p 69</p> <p><u>⑥ モニタリングの実施</u></p> <p><u>市によるモニタリングの実施については、</u></p> | <p>p 70</p> <p><u>（新）</u></p> |

